五　請求者以外に未支給の年金の支給を請求できる者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六　（略）

2　前項の請求に当たっては、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号に規定する書類を除き、次の各号に定める事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、基金の確認が行われた場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。

一～三　（略）

（一時金の裁定の請求）

第二十二条　法第百三十三条において準用する法第十六条の規定による一時金の裁定の請求は、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者以外に一時金を受けることができる者があるときは、その者と死亡者との関係

六・七　（略）

2　前項の請求に当たっては、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号及び第二号に定める書類を除き、次の各号に定める書類に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、基金の確認が行われた場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。

一　（略）

（削る）

二～四　（略）

3　前項第二号の書類によって同号に掲げる事実を明らかにすることができない場合においては、同号の書類に代えて、当該事実を明らかにすることができる他の書類を添えるものとする。

（加入員証の交付）

第三十九条　基金は、初めて当該基金の加入員の資格を取得した者（法附則第五条第十一項の規定により第一号被保険者とみなされたことにより加入員の資格を取得した者を除く。）については、加入員番号を定めた後、次の各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

一　（略）

二　氏名、性別及び生年月日

三・四　（略）

2・3　（略）

（加入員証の改訂等）

第四十条　基金は、第十条の規定により氏名変更の届出があったときは、改訂した加入員証を、加入員に送付しなければならない。

2　加入員は、前項の規定により送付された加入員証を受理した場合は、遅滞なく、変更前の氏名が記載された加入員証を廃棄しなければならない。

五　請求者以外に未支給の年金の支給を請求できる者があるときは、その者の氏名及び住所並びにその者と受給権者との身分関係

六　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

（一時金の裁定の請求）

第二十二条　法第百三十三条において準用する法第十六条の規定による一時金の裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者以外に一時金を受けることができる者があるときは、その者の氏名及び住所並びにその者と死亡者との関係

六・七　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　死亡者の加入員証（死亡者が年金受給権者であったときは、当該年金の年金証書。加入員証又は年金証書を添えることができないときはその事由書）

三～五　（略）

3　前項第三号の書類によって同号に掲げる事実を明らかにすることができない場合においては、同号の書類に代えて、当該事実を明らかにすることができる他の書類を添えるものとする。

（加入員証の交付）

第三十九条　基金は、初めて当該基金の加入員の資格を取得した者（法附則第五条第十一項の規定により第一号被保険者とみなされたことにより加入員の資格を取得した者を除く。）については、加入員番号を定めた後、次の各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

一　（略）

二　氏名、性別、生年月日及び住所

三・四　（略）

2・3　（略）

（加入員証の改訂等）

第四十条　基金は、第十条又は第十一条の規定により加入員証の提出を受けたときは、これを改訂し、加入員に返付しなければならない。

（新設）